

志賀町立富来中学校

学校いじめ防止基本方針

令和2年度

1 いじめの問題への基本方針

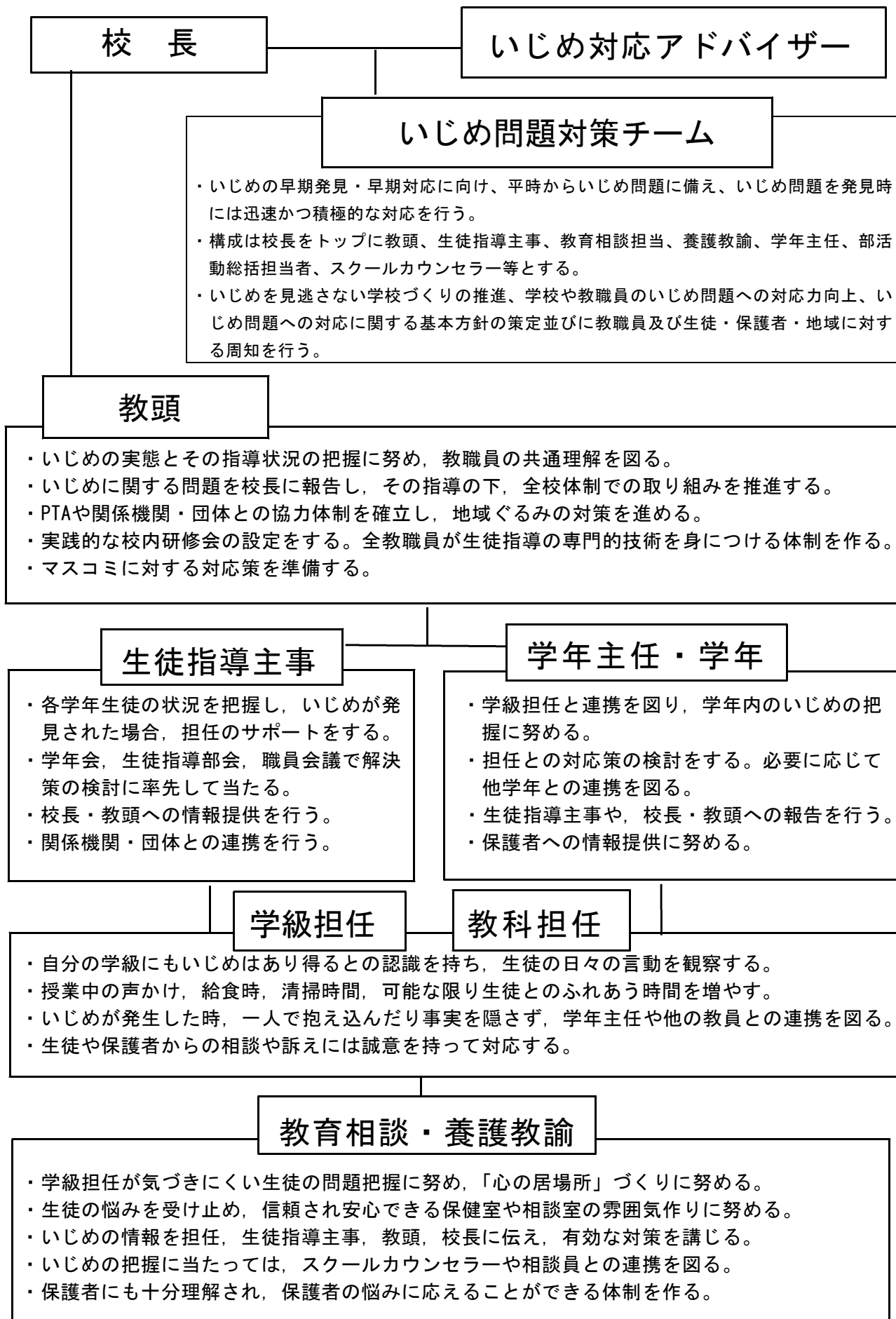
〈初期の段階から学校を挙げた積極対応〉

学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくり及び外部機関との連携による「風通しのよい学校」づくりを推進するとともに、いじめ問題が発生した場合には関係職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことでいじめの早期解消を図り、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

〈未然防止に向けた取組〉

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する
 - ・日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努める。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する
 - ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・いじめる生徒に対しては、警察等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。
- (3) 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する
 - ・教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- (4) いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する
 - ・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

2 いじめの対応



いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた生徒、いじめられた生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめている生徒、いじめられている生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

(1) いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ①いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢で、教職員の誰かが必ず相談相手になる。
- ②決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ①子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ②子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家庭にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ③必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

(2) いじめている生徒への対応

【学校】

- ①まず、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ②当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④いじめた生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ⑤いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ①いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ②子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

(3) いじめられている生徒の保護者への対応

- ①いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

- ②家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分伝える。
- ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥家庭においても生徒の様子に十分注意してもらい、生徒のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている生徒の保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ②教師が仲介役になり、いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) 【刑法上犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 殴る、蹴る→「暴行罪」
- ・ 所持品を盗む→「窃盗罪」
- ・ 暴力行為によって相手に傷害を与える→「傷害罪」
- ・ 生命や身体等に害を加える脅し→「脅迫罪」
- ・ 脅して金銭を取る→「恐喝罪」
- ・ 脅して異物を食べさせたり、万引きを強要したりする→「強要罪」
- ・ 暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取する→「強盗罪」
- ・ 鞆を壊したり、教科書やノートを破ったりする→「器物損壊罪」
- ・ 悪口を言う、インターネット上や黒板に悪口を書く→「名誉毀損罪・侮辱罪」

3 いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待させる。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業につ

いていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり

思わず取り組みたくなるような課題を設定し、生徒の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。

・学習指導の場における積極的な生徒指導

学習指導に際し、生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。

・「学び合い学習」

学習過程や学習形態を工夫して、全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

・「教職員の学び合い」

教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

・学校教育の活動全体を通じた道徳教育

道徳教育のねらいを全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

・魅力的な教材の開発や活用

生徒にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、生徒の心に残る道徳の時間を心がける。

・人権教育講話・人権教室

校内・校外講師による人権教育講話や人権教室を開催し、感想等を交流する活動を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

・問題行動への対処

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

・月目標の工夫

毎月の生活目標や学習目標・道徳心の意識を高めるため、学級ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。

・学習ルールの徹底（富来スタイル）

学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹底してやり通す。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

・「ピア（仲間）サポート」

異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。

(5) 生徒会が中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

・校内意見発表会の実施

「いじめ・差別・人権」をテーマとし、その中から1つ選択させ、各学級で生徒全員が意見文を書くとともに、学級代表が校内弁論大会で発表する。

・あいさつ運動

生徒会、委員会、部活動、学級などを単位とし、玄関や街頭などであいさつを交わし合う。

その際、名前を呼んでの挨拶運動を行う。

(6) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

・ボランティア活動

長いベンチのペンキ塗りやPTA主催で夏休み親子清掃等を行う。

・異年齢集団活動

体育祭や文化祭を学年の縦割りで担当し、上級生と下級生が助け合って活動をする。

(7) 生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

・生徒が互いに相談相手になる「ピア・カウンセリング」

悩みカードを配布し、出された悩みに対して、生徒がその解決方法やアドバイスを書き、廊下に掲示する。

(8) 家庭や地域と連携した取組

生徒だけでなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

・いじめアンケートを活用した連携

アンケート調査の結果を保護者や地域に周知する。

・非行・被害防止講座の実施

保護者を対象に、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・ 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・ 生徒の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・ アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・ アンケート調査をもとに、定期的な相談を実施する。
- ・ 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・ 生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室の利用について広く周知する。
- ・ 相談員やスクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

ア いじめられている生徒の出すサイン

<学校での一日> ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝学活	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きなものを級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人です ○椅子や机がぽつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人です
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○用事がないのに学校に残っている日がある ○部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○文具など本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○後からイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○授業の後片付けを押しつけている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○移動の際など、自分の道具を持たせている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○配膳させたり、後片付けをさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物をおしつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の用事につきあわせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

<注意しなければならない生徒の様子>

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話するとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する ○服装が乱れたり破れたりしている
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○SNSのグループから故意に外される	○教材費、写真代等の提出が遅れる ○制服がよく汚れる。 ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている生徒が家庭で出すサイン

保護者から、生徒の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

- ・衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

○ ネットでいじめにあっていてる子どもが家庭で出すサイン

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする。または、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動を取る。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような行動を取る。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子機器端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び、保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める。更に学校は、生徒が適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める。

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻になる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生は携帯電話を所持させないよう努める。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、より速やかで適切な対応を行い、保護者や関係機関と連携して対応する。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考

えさせる指導を行う。

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大をさけるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。なお、必要に応じて警察や地方事務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。

・生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該生徒に書き込みを削除させる。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。

・事後の経過の確認

しばらくの間は被害者の心のケアを行うとともに、その後の書き込み状況の経過を見る。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

重大事態について

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあると認められる。」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

7 いじめに対する措置

いじめ問題対策チームにおいて情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通していく。加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていなければならない。

【いじめが解消している状態とは・・・】

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
(相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
(被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。)

8 主な相談機関

相談機関 所在地	電話番号 受付時間	相談機関 所在地	電話番号 受付時間
24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699 24時間受付	金沢市教育プラザ富樫 こども総合相談センター	076-243-1019 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
石川県こころの健康センター	076-238-5761 月～金 8:30～17:15	羽咋市 子どもと保護者の相談電話	0767-22-6914 月～金 9:00～16:00
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188 月～土 9:00～17:00	七尾市教育研究所	0767-57-5671 月～金 9:00～16:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553 月～金 8:30～17:45	七尾市家庭児童相談室	0767-53-8445 月～金 8:30～17:15
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811 月～金 8:30～17:15	こどもダイヤル相談	076-264-4152 月～土9:00～21:00、日13:00～17:00
「子どもの人権110番」 金沢地方法務局	0120-007-110 月～金 8:30～17:15	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777 月～土 16:00～21:00
いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867 24時間		